

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年12月2日(2010.12.2)

【公表番号】特表2010-510814(P2010-510814A)

【公表日】平成22年4月8日(2010.4.8)

【年通号数】公開・登録公報2010-014

【出願番号】特願2009-530627(P2009-530627)

【国際特許分類】

A 6 1 B	17/22	(2006.01)
A 6 1 L	31/00	(2006.01)
A 6 1 K	51/00	(2006.01)
A 6 1 K	47/42	(2006.01)
A 6 1 K	47/36	(2006.01)
A 6 1 K	47/38	(2006.01)
A 6 1 K	47/04	(2006.01)
A 6 1 K	47/12	(2006.01)
A 6 1 K	47/32	(2006.01)
A 6 1 P	13/12	(2006.01)
A 6 1 P	13/04	(2006.01)
A 6 1 P	1/02	(2006.01)
A 6 1 P	1/00	(2006.01)
A 6 1 P	1/16	(2006.01)

【F I】

A 6 1 B	17/22	3 3 0
A 6 1 L	31/00	T
A 6 1 K	49/02	Z
A 6 1 K	43/00	
A 6 1 K	47/42	
A 6 1 K	47/36	
A 6 1 K	47/38	
A 6 1 K	47/04	
A 6 1 K	47/12	
A 6 1 K	47/32	
A 6 1 P	13/12	
A 6 1 P	13/04	
A 6 1 P	1/02	
A 6 1 P	1/00	
A 6 1 P	1/16	

【手続補正書】

【提出日】平成22年9月10日(2010.9.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ポリマープラグ形成のための第1の組成物を含む、碎石術のための薬剤であって、前記

薬剤が、

哺乳動物の管腔内の結石に対して遠位に注入され、それによって前記ポリマープラグが形成され、

前記結石にエネルギーが伝導されて、前記結石が複数の破片に断片化されるのに適していることを特徴とする、薬剤。

【請求項 2】

前記薬剤が第2の組成物をさらに含み、

前記哺乳動物の管腔内の前記結石に対して遠位への注入に適しており、ここで前記第2の組成物が前記第1の組成物と接触することを特徴とする請求項1記載の薬剤。

【請求項 3】

前記結石から前記プラグまでの距離が、約1cm～約5cmであることを特徴とする請求項1または2記載の薬剤。

【請求項 4】

前記第2の組成物が、カテーテルまたはシリンジを通じて前記管腔内に注入されることを特徴とする請求項2記載の薬剤。

【請求項 5】

カテーテルが用いられ、該カテーテルが、ダブルルーメン・カテーテルまたはトリプルルーメン・カテーテルであることを特徴とする請求項4記載の薬剤。

【請求項 6】

カテーテルが用いられ、該カテーテルが、1～10フレンチの大きさであることを特徴とする請求項4記載の薬剤。

【請求項 7】

シリンジが用いられ、該シリンジが1～100cc用シリンジであることを特徴とする請求項4記載の薬剤。

【請求項 8】

前記第1および/または第2の組成物の注入が、手動で、または自動のシリンジプッシャーによって行なわれることを特徴とする請求項1または2記載の薬剤。

【請求項 9】

前記エネルギーが、音響衝撃波、圧縮空気パルス、電気油圧衝撃波、またはレーザー光線であることを特徴とする請求項1または2記載の薬剤。

【請求項 10】

前記管腔が、腎臓、胆嚢、尿管、膀胱、膵臓、唾液腺、小腸または大腸であるか、その一部であることを特徴とする請求項1または2記載の薬剤。

【請求項 11】

前記結石が腎臓結石、膵石、唾石、または胆管結石であることを特徴とする請求項1または2記載の薬剤。

【請求項 12】

前記第1の組成物が造影剤をさらに含むことを特徴とする請求項1または2記載の薬剤。

【請求項 13】

前記第2の組成物が造影剤をさらに含むことを特徴とする請求項2記載の薬剤。

【請求項 14】

前記造影剤が、放射線不透過物質、常磁性体、重原子、遷移金属、ランタニド、アクチニド、染料、および放射性核種含有物質からなる群より選択されることを特徴とする請求項12または13記載の薬剤。

【請求項 15】

前記第1の組成物が、陰イオン性、陽イオン性、または非イオン性の架橋可能なポリマーを含むことを特徴とする請求項1または2記載の薬剤。

【請求項 16】

前記第1の組成物が、コラーゲン、ゼラチン、エラスチン、アルブミン、プロタミン、フィブリン、フィブリノーゲン、ケラチン、リーリン、カゼイン、またはそれらの混合物を含むことを特徴とする請求項1または2記載の薬剤。

【請求項17】

前記第1の組成物が、ヒアルロン酸またはキトサン、もしくはそれらの混合物を含むことを特徴とする請求項1または2記載の薬剤。

【請求項18】

前記第1の組成物が、アルギン酸塩、ペクチン、メチルセルロース、カルボキシメチル・セルロース、またはそれらの混合物を含むことを特徴とする請求項1または2記載の薬剤。

【請求項19】

前記第1の組成物が、アルギン酸、アルギン酸ナトリウム、アルギン酸カリウム、ジェラン・ナトリウム、ジェラン・カリウム、カルボキシメチル・セルロース、ヒアルロン酸、ポリビニル・アルコールまたはそれらの混合物を含むことを特徴とする請求項1または2記載の薬剤。

【請求項20】

前記第2の組成物が、リン酸塩、クエン酸塩、ホウ酸塩、コハク酸塩、マレイン酸塩、アジピン酸塩、シュウ酸塩、カルシウム、マグネシウム、バリウム、ストロンチウムおよびそれらの組合せからなる群より選択される架橋剤を含むことを特徴とする請求項2記載の薬剤。

【請求項21】

前記ポリマープラグ中の前記架橋剤の濃度(w / w)が、約0.1% ~ 約0.005%であることを特徴とする請求項2記載の薬剤。

【請求項22】

前記第2の組成物が、カルシウム、マグネシウム、またはバリウムを含むことを特徴とする請求項2または2記載の薬剤。

【請求項23】

前記第2の組成物がホウ酸塩を含むことを特徴とする請求項2記載の薬剤。